

卒業・進級判定基準

第1条 卒業・進級の判定基準は以下のとおりとする。

1. 各年次57単位以上を修得した者は、進級することができる。
2. 各年次57単位以上を修得し、最高学年において卒業認定されたものは卒業することができる。
3. 上記1に該当しない者は進級判定会議により最終決定する。

第2条 第1条の基準を満たさない者は、原級留め置き（留年）または卒業保留となる。

第3条 卒業に必要な単位を修得している場合であっても、学費が完納されていない場合は卒業認定されない。

第4条 卒業年度の3月31日を超えて、卒業単位未修得による卒業保留の場合、同年4月1日からの次年度において、3月31日までに卒業認定されない場合は、入学年の3月31日付で除籍となる。

なお、同年4月1日以降は規定の在学期間を超えるため、学生としての身分はなく、よって学生証も発行されない。

(GPA制度※による評価基準)

出席率	試験点数	成績評価	判定内容	合否	進級・卒業判定
66.7%以上	100～90点	S (4.0)	特に優れた成績を示した。	合格	各年次57単位以上を修得した者
	89～80点	A (3.0)	優れた成績を示した。		
	79～70点	B (2.0)	妥当と認められる成績を残した		
	69～60点	C (1.0)	合格と認められる最低限度の成績を示した。		
	59～0点	F (0.0)	合格と認められるに足る成績を示さなかった	不合格	

(注1)規定の出席率を満たし、S～C評価の場合、単位認定される。

(注2)成績の出ない科目(認定科目)の場合、GPA評価対象外となる。(例: 海外実習研修 等)

(※) GPA制度の詳細は、「GPA制度による評価」を参照する。